

( 整理番号 2212 )

## 長野地方最低賃金審議会

特定最低賃金 ( 3 業種 ) 合同専門部会 議事録

開催日時 場所	令和 4 年 9 月 15 日 10 : 30 ~ 11 : 30 ホテル信濃路 2 F 穂高			
出席状況	計 量 器 等	公益代表委員	出席 3 人	定数 3 人
		労働者代表委員	出席 3 人	定数 3 人
		使用者代表委員	出席 3 人	定数 3 人
	は ん 用 等	公益代表委員	出席 3 人	定数 3 人
		労働者代表委員	出席 3 人	定数 3 人
		使用者代表委員	出席 3 人	定数 3 人
	各 種 小 売	公益代表委員	出席 3 人	定数 3 人
		労働者代表委員	出席 3 人	定数 3 人
		使用者代表委員	出席 3 人	定数 3 人
主要議題	1 特定最低賃金専門部会運営規程(案)について 2 特定最低賃金に関する諮問経緯について 3 最低賃金改定の推移ほか各種統計資料について 4 今後の審議の進め方について 5 その他			
議事録	<p>浜賃金室長</p> <p>それでは、定刻となりましたので、長野地方最低賃金審議会令和 4 年度特定最低賃金合同専門部会を開催いたします。</p> <p>本日は、特定最低賃金 3 業種合同による、第 1 回専門部会となります。</p> <p>議事進行をお願いする部会長代表が決まるまでの間、事務局で議事を進行させていただきます。</p> <p>申し遅れましたが、私は、長野労働局賃金室の浜でございます。</p>			

よろしくお願ひいたします。

はじめに各専門部会の定足数の確認です。

各専門部会の委員総数は、9名となっておりますところ、本日の出席者につきましては、

計量器等専門部会に属する委員が、9名

はん用機械等専門部会に属する委員が、9名

各種商品小売業専門部会に属する委員が、9名の全員でございます。

最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、各専門部会それぞれ3分の2以上の出席がございますので、いずれの専門部会も有効に成立していることをご報告いたします。

次に事務局からのご報告でございます。

本日の合同による専門部会は原則公開となっており、事務局で審議会会議公開要綱第3条に基づき公開の公示をしたところ、本日1名の傍聴希望者があり、傍聴いただいておりますので、報告いたします。

また、最低賃金法第25条第5項及び同法施行規則第11条第1項の規定により、関係労使からの意見聴取の公示を令和4年8月23日から9月9日まで行いましたが関係労使からの意見書の提出はございませんでした。

事務局からのご報告は以上でございます。

続きまして、冒頭、長野労働局労働基準部長からご挨拶申し上げますところでございますが、急遽の事情により本日の合同部会に出席できませんので、預かりましたメッセージを代読させていただきます。

紀伊労働基準部長の挨拶(代読)

長野労働局労働基準部長を拝命の紀伊でございます。

本日、委員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、今般の「特定最低賃金専門部会」の委員をお引き受けいただきましたことに、事務局を代表いたしまして、心より感謝申し上げます次第であります。

ご案内のとおり、計量器等特定最低賃金、はん用機械等特定最低賃金及び各種商品小売業特定最低賃金の3業種の特定最低賃金につきましては、8月23日に開催されました「長野地方最低賃金審議会」におきまして、当局の局長より改正決定の諮問をさせていただいたところ です。

これから、審議いただきます、「特定最低賃金の改正決定に係る審議」では、労使のイニシャティブが求められるものであり、また、7月13日にご報告いただいております「運営問題小委員会報告」においては、特定最低賃金につきまして、

改正発効は、年内を原則とし、法定発効ないし指定日発効とする。

全会一致に限り、部会の決議を審議会の決議とする。

といった、基本方針が議決されております。

従前から、原則として、各部会において、「全会一致」の議決をいただき、本審まで持ち越さないといった、円滑な審議が行われてきているところ であります。

事務局といたしましても、円滑な審議運営となりますよう、最大限、努めてまいりますので、各委員におかれましては、引き続き、日程調整などにつきまして、ご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。簡単ではございますが、御礼方々、挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

浜賃金室長

それでは次第に沿って進めさせていただきます。

お手元の資料 1 - 1 から 1 - 3 まで、各専門部会委員名簿を配付させていただいておりますので、この名簿の配付をもちまして委員紹介とさせていただきます。

続きまして、各専門部会の部会長及び部会長代理の選出についてお諮りいたします。

部会長の選出につきましては、最低賃金法第25条第4項において、同法第24条の『公益を代表する委員のうちから委員が選挙する。』を準用すると定められております。

従来、公益委員のご協議により決めていただいておりますが、いか

がいたしましょうか。

< 「従来どおり」の声あり >

浜賃金室長

従来どおりでよろしいでしょうか。

それでは公益委員でご協議方よろしくお願いします。

協議がまとまりましたら、結果のご発表をお願いします。

< 公益委員協議 >

沼尾委員

それでは、各専門部会の部会長及び部会長代理について発表いたします。

計量器等専門部会、部会長は倉崎委員、部会長代理は山本委員、はん用機械器具等専門部会、部会長は吉村委員、部会長代理は倉崎委員、各種商品小売業専門部会、部会長は昆委員、部会長代理は山本委員、以上となりました。

浜賃金室長

確認させていただきます。

計量器等専門部会、部会長は倉崎委員、部会長代理は山本委員、はん用機械器具等専門部会、部会長は吉村委員、部会長代理は倉崎委員、各種商品小売業専門部会、部会長は昆委員、部会長代理は山本委員とのことですが、よろしいでしょうか。

< 労使委員からの「異議なし」の声あり >

浜賃金室長

それでは、ご発表のとおり決定しましたので、よろしく願いいたします。

各部会長が選任されましたところで、冒頭にも申し上げましたとおり、本日は3部会合同による第1回目専門部会でありますので、

これからの議事の進め方についてお諮りいたします。

従来から合同開催の場合は、各部会長でご協議の上、部会長代表を決めていただき、部会長代表に議事を進行していただいております。

今回も、従来と同様にさせていただければと考えておりますが、いかがでしょうか。

< 労使委員からの「従来どおり」の声あり >

浜賃金室長

それでは各部会長でご協議をお願いいたします。

決まりましたらご発表をお願いします。

< 3業種の部会長で協議 >

昆委員

それでは、私から発表いたします。

はん用機械器具等専門部会長の吉村委員に部会長代表となつていただくことといたしましたので、よろしくをお願いいたします。

浜賃金室長

それでは、これからの議事について、吉村部会長代表をお願いいたします。

吉村部会長代表

本日の議事進行をつとめさせていただく部会長代表の吉村でございます。

よろしくをお願いいたします。

長野県最低賃金は、昨年の877円から31円の引き上げ908円となりましたことを受けて、この後は、特定最低賃金の3業種の専門部会を開催していくこととなります。

オミクロン株の流行による第7波のコロナ禍、あるいは、ウクライナにおける戦争の勃発を背景といたしまして、経済的な不況、物

流の停滞によります物価の高騰が続いており、このことを反映いたしまして、先の長野県最低賃金では、残念ながら全会一致の結審がございませんでした。

ただ、内閣府の発表では、2022年の第2・四半期(4～6月期)では、国内総生産がコロナ前の水準に回復したと報道がありました。

景気は、若干、光明が見えてきたという見方も存在します。

今後改正されます特定最低賃金の場では、労使双方にとって、結論に至れるよう労使双方の委員のみなさまには十分な議論をつくしていただきますよう、よろしく願いいたします。

議事に入ります前に、先ほど事務局から説明がありましたとおり、本日の合同専門部会は原則どおり、公開としておりますが、第2回以降の各専門部会につきましては、具体的な金額審議等が予定されておりますので、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、従前どおり非公開といたします。

なお、本日の議事録確認委員は、

労働者代表委員 山口委員

使用者代表委員 井出委員にお願いいたします。

それでは、次第に沿って議事を進めてまいります。

まず、議題1の「特定最低賃金専門部会運営規程(案)について」です。

事務局で説明して下さい。

浜賃金室長

各専門部会の運営規程(案)として、資料 3-1 から 3-3 でお示しさせていただいておりますので、ご覧いただきたいと思います。

今年度第1回本審においてご承認いただきました、資料 2 の「長野地方最低賃金審議会運営規程」の第9条に基づき定めるものでございまして、昨年度に改正された当該運営規程や今年度の県最賃専門部会、各小委員会の各規程と同様に、オンライン対応及び議事録署名に関する部分の平仄を合わせる形とした(案)とさせていただいております。

事務局からの説明は以上でございます。

吉村部会長代表

只今説明のありました特定最低賃金専門部会運営規程(案)について、ご意見、ご質問等ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、お手元の資料の(案)を抹消いただきまして、この規程により各専門部会を運営していくことにいたします。

次に、議題2の「特定最低賃金に関する諮問経緯について」です。事務局より説明して下さい。

浜賃金室長

特定最低賃金に関する諮問経緯につきましては、資料 5 で一連の関係書類をお示しさせていただいておりますので、ご覧いただきたいと思います。

まず、4枚目以降に「特定最賃改正決定申出書」(写)のとおり、7月28日付で改正決定に関する申出があり、この申し出を受けて、8月5日付けで、長野労働局長から審議会長へ「特定最低賃金改正決定の必要性の有無について」諮問させていただきました。

この諮問に基づきまして、審議会でご審議をいただき、8月23日付けをもって、審議会長から長野労働局長あて特定最低賃金改正決定の必要性の有無について答申をいただきましたので、同日付けをもちまして、長野労働局長から審議会長あて「特定最低賃金改正について」諮問をさせていただいたところであります。

諮問内容は、産業別3業種の改正決定について調査審議をお願いするものです。

諮問の経緯につきまして、事務局からの説明は以上でございます。

吉村部会長代表

ただいまの説明について、何かご質問はありますか。

< 特段質問等なし >

吉村部会長代表

それでは、次に、議題3の「最低賃金改定の推移ほか各種統計資

料」について、事務局から説明して下さい。

浜賃金室長

各種統計資料につきましては、資料 8 から 16 まで、本日時点における最新の経済状況等の資料を配付させていただいております。

まず、8 の 1 及び 8 の 2 は、特定最低賃金を含む長野県における最低賃金額改定の推移で、8 の 1 が発効年月日を入れたもの、8 の 2 が引上額、未満率等を示した資料となっています。

9 は、3 業種の特定最低賃金に係る長野県賃金実態調査結果報告書で、9 の 1 が計量器等製造業、9 の 2 がはん用機械器具等製造業、9 の 3 が各種商品小売業の調査結果となっております。

10 は令和 4 年春闘妥結状況、11 は毎月勤労統計の 6 月分、12 は長野県鉱工業指数の 6 月分、13 は長野市消費者物価指数 7 月分確報値、14 は日銀松本支店が 9 月 6 日付で公表した、長野県金融経済動向と主要金融経済統計、15 は最新の公表が 7 月であります日銀短観、16 は最近の雇用情勢 7 月分、以上になります。

今後の審議における資料にさせていただければと思います。

事務局からの説明は以上です。

吉村部会長代表

ただいまの資料説明について、ご質問、ご意見等ありますか。

< 特段質問、意見等なし >

吉村部会長代表

では、議題 4 の「今後の審議の進め方について」に入ります。  
事務局で説明願います。

浜賃金室長

専門部会におけるこれからの審議の進め方について説明させていただきます。

まず、資料 6 として配付しております 7 月 13 日付けの「運営問題小委員会会長報告(写)」をご覧ください。

最低賃金審議会の審議に当たっての基本的事項につきましては、従来から運営問題小委員会の報告に基づき審議していただいております。

特定最低賃金につきましては、この報告の記の2にあります(1)から(4)により審議していただくこととなっております。

特定最低賃金の発効につきましては、(1)のとおり「発効は、年内を原則とし、法定発効ないし指定日発効とする。」とされております。

これは、審議会委員からご意見もあり、審議状況に応じて発効日に柔軟性を持たせたうえで、公労使による十分な審議をしていくということに重きを置きつつ、原則という言葉を用いることにより、一定の制限は設けることとされたものです。

また、審議の回数につきましては、(3)のとおり「3回を目途に結審する。」、(4)には「結審は、全会一致に限り審議会令6条第5項を適用する。」とされ、各専門部会で、全会一致で決議された場合に限り審議会令第6条第5項を適用し、各専門部会の決議をもって審議会の決議とすることとされております。

それでは、今後の審議の日程につきまして、資料7をご覧ください。

この資料は、従来の発効日を基点としまして、各委員の日程をみた上で、審議回数3回、予備日1日により全会一致で結論が出た場合の日程案となっております。

具体的に説明いたしますと、計量器等専門部会は、第2回専門部会が9月28日水曜日、第3回専門部会が10月5日水曜日、予備日、第4回専門部会が10月13日木曜日と設定させていただいております。

次に、はん用機械器具等専門部会は、第2回専門部会が9月29日木曜日、第3回専門部会が10月3日月曜日、予備日、第4回専門部会が10月6日木曜日と設定させていただいております。

次に、各種商品小売業専門部会は、第2回専門部会が10月6日木曜日、第3回専門部会が10月24日月曜日、予備日、第4回専門部会が10月28日金曜日と設定させていただいております。

なお、各専門部会委員による日程調整におきまして、現在適用され

ている発効日を基点とした答申日とならない場合は、資料 7 に添付しております「令和 4 年度答申要旨の公示日別最短効力予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)」左端、答申欄の日に応じた、表の右端、発効欄の日が法定発効日となりますことをご考慮の上、日程調整をお願い申し上げます。

吉村部会長代表

只今、事務局案が示されましたが、今後の日程につきましては、専門部会ごと事務局案を中心に検討をいただきたいと思います。ご意見等がありますでしょうか。

吉村部会長代表

それでは、今後の日程につきましては、それぞれの専門部会に分かれて、事務局案を中心にご検討をいただきます。

複数の専門部会を兼任されている委員がいらっしゃいますので、まずは、審議期間が重なる計量器等専門部会とはん用機械器具等専門部会から会場前方にお集まりいただき、ご検討をお願いします。

各種商品小売業専門部会の委員の方は、少しお待ち下さい。

では、お願いいたします。

< 計量器等、はん用機械器具等の 2 つの専門部会に分かれて日程調整 >

< 続いて各種商品小売業専門部会にて日程調整 >

吉村部会長代表

それでは、3 つの専門部会の日程調整、実は、各種商品小売業の予備日の調整が終わってありませんが、事務局から日程の確認をお願いします。

宮澤室長補佐

それでは事務局から日程の確認をさせていただきます。

まず、計量器等専門部会は、第 2 回が 9 月 28 日水曜日午後 1 時 30

分から、長野労働基準監督署会議室、第3回が10月5日水曜日午前10時から、長野労働基準監督署会議室、予備日となる第4回が10月13日木曜日午後1時30分から長野労働基準監督署会議室の開催となります。

次に、はん用機械器具等専門部会は、第2回が9月29日木曜日午前9時からホテル信濃路3F飯綱、第3回が10月6日木曜日午後1時30分から長野労働基準監督署会議室、予備日となる第4回が10月17日月曜日午前9時から長野労働基準監督署会議室の開催となります。

次に、各種商品小売業専門部会は、第2回が10月6日木曜日午前10時30分から長野労働基準監督署会議室、第3回が10月24日月曜日午前10時30分から長野労働基準監督署会議室、予備日となる第4回が10月28日金曜日午前10時30分ないし10月31日月曜日午前10時30分から長野労働基準監督署会議室の開催となります。

委員のみなさまには、調整が取れましたら、お知らせいたします。以上でよろしいでしょうか。

< 「異議なし」の声あり >

宮澤室長補佐

それでは、只今ご了解いただいた日程に基づき、日程表を作成の上、送付させていただき、また、開催場所を入れた開催通知も後日送付させていただきますので、よろしく申し上げます。

吉村部会長代表

最後に、議題5の「その他」ですが、事務局、何かありますか。

浜賃金室長

それでは、直近の第2回専門部会の開催につきまして、再度、確認させていただきます。

計量器等専門部会が9月28日水曜日午後1時30分から、長野労働基準監督署会議室、はん用機械器具等専門部会が9月29日木曜日午前9時から、ホテル信濃路3F飯綱、各種商品小売業専門部会が10

月6日木曜日午前10時30分から、長野労働基準監督署会議室での開催となりますので、担当委員の皆様は、ご出席をよろしくお願いいたします。

事務局から一点、お詫びがございます。

本日お配りいたしました資料9の長野県賃金実態調査結果報告書の未満率・影響率一覧表でございますが、9の2のはん用機械器具等製造業の956円のセル、9の3の各種商品小売業の908円のセルがとんでしまっております。

それぞれの専門部会、第2回の時に、改めて、訂正資料をお示しさせていただきます。

大変ご迷惑をおかけして、申し訳ございません。

よろしくお願いいたします。

吉村部会長代表

労働者代表委員、何かございますか。

< 意見等なし >

吉村部会長代表

使用者代表委員、何かありますか。

中村委員

国に大型経済対策を要望する点ですが、9月22日から始まる県会に経営者協会、中小企業団体中央会、商工会議所連合会、商工会連合会の経済4団体が、連名で要望案を提出することになりまして、その中に最低賃金の環境整備の一項目を入れて、生産性向上のための支援策、また、取引環境の整備の内容を入れて、要望いたしますので、ご報告いたします。

吉村部会長代表

それでは、以上をもって閉会とします。ご苦労様でした。

閉会

